

「温泉成分インフォグラフィック」使用要領

第1（趣旨）

この要領は、温泉成分の理解を促し、温泉産業等を活性化させることを目的に、民間企業等が図を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2（図）

図については、別添の「温泉成分インフォグラフィック使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）による。

第3（図に関する権限）

図に関する一切の権限は、大分県に帰属する。

第4（使用届）

図を使用しようとするものは、あらかじめ「温泉成分インフォグラフィック」使用届出書に必要な書類を添付して、大分県産業科学技術センター長（以下「センター長」という。）に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （2）大分県内の市町村が使用するとき。
- （3）その他センター長が適当と認めるとき。

第5（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）図を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び義務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他センター長が不適當と認めるとき。

第6（使用料）

使用料は無料とする。

第7（使用の際の遵守事項）

図の使用にあたっては、使用マニュアルの適用を遵守すること。

第8（使用の禁止）

図の使用方法等について、センター長が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

第9（損害等に対する責任）

図は、特定の企業、団体の活動内容を保証するものではなく、図を使用した施策、活動等に関する事故や苦情、損害等が発生した場合は、使用者が速やかに対処する責任を負い、大分県は一切の責任を負わないものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年11月2日から施行する。